立候補届け出の手引

西東京市選挙管理委員会

山口あずさ

報酬　選挙運動に従事する者

区分	運動員	届け出た事務員	車上運動員	手話通訳者	労務者
報酬		10,000円以内	15,000円以内	15,000円以内	10,00円以内
超過勤務		不可	不可	不可	5,000円以内

区分	選挙運動に従事する者	労務者
交通費	路程に応じた実費額	
宿泊費	１夜につき12,000円以内 （食事料2食分を含む）	１夜につき10,000円以内（食事料を除く。）
弁当料	1日につき3,000円以内 （1食1,000円以内）	
茶菓料	1日につき500円以内	

選挙運動に従事する者のうち、次に述べる選挙運動のために使用する事務員および専ら選挙運動に使用する者及び手話通訳者（以下「事務員等」という。）に対する場合を除いて、報酬を支給することはできません。

また、労務者に対しては、報酬を支給することはできますが、弁当料及び茶菓料の実費弁償をすることができない点に注意してください。

労務者

その者が自費で食事をせず、選挙事務所で弁当の提供を受けたときは、その提供された弁当の実費に相当する額を差し引いたものだけしか支給できません。

※労務者の使用については、報酬の支給に当たり、事前に西東京市選挙管理委員会への届出の必要はありません。